

## 確認済証等の電子交付等に関するお知らせ

令和7年3月18日付の「確認済証等 押印廃止に関するお知らせ」にて既にご案内しておりますが、令和6年12月27日に建築基準法施行規則等の一部を改正する省令が交付され、令和7年4月1日に施行されます。これにより、建築基準法施行規則等の一部が改正され、確認済証等は押印を不要とする様式に改正されます。

この改正に伴い、令和7年4月1日からの確認済証等の交付方法については、以下のとおり変更いたします。

### 1. 書面による申請

- これまでどおり、書面にて交付いたします。

### 2. 電子申請システムによる申請

- 電子申請システムを利用した、電子ファイル（PDF ファイル）での交付となります。

### 3. 確認済証等の交付様式に関して

- 書面申請・電子申請のいずれの申請の場合でも、透かしを挿入した同一の体裁に変更いたします。
- 上記透かしの挿入に伴い、書面による交付は、これまでのコピー偽造防止用紙の使用を廃止いたします。

### 4. 押印が廃止となり、電子交付となるもの

	建築基準法	建築物省エネ法
施行規則様式	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 確認済証</li><li>○ 適合しない旨の通知書</li><li>○ 適合不決定通知書</li><li>○ 検査済証を交付できない旨の通知書</li><li>○ 検査済証</li><li>○ 完了検査引受証</li><li>○ 中間検査合格証を交付できない旨の通知書</li><li>○ 中間検査合格証</li><li>○ 中間検査引受証</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 適合判定通知書</li><li>○ 適合しない旨の通知書</li><li>○ 期間延長通知書</li><li>○ 適合不決定通知書</li></ul>
他	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 確認審査引受証</li><li>○ 各種届出引受証</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 軽微変更該当証明書</li><li>○ 引受承諾書</li></ul>

### 5. その他

- 電子申請システムを利用した電子交付の詳細については、別途資料をご確認ください。
- フラット35の適合証明書等については、様式の変更が生じないため、これまでどおり書面（機関印あり）による交付のみとなります。

【電子交付に関するお問合せ先】

確認審査部 事務課 : TEL 045-212-3592